

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

子ども・子育て応援プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

東松島市

3 地域再生計画の区域

東松島市の全域

4 地域再生計画の目標

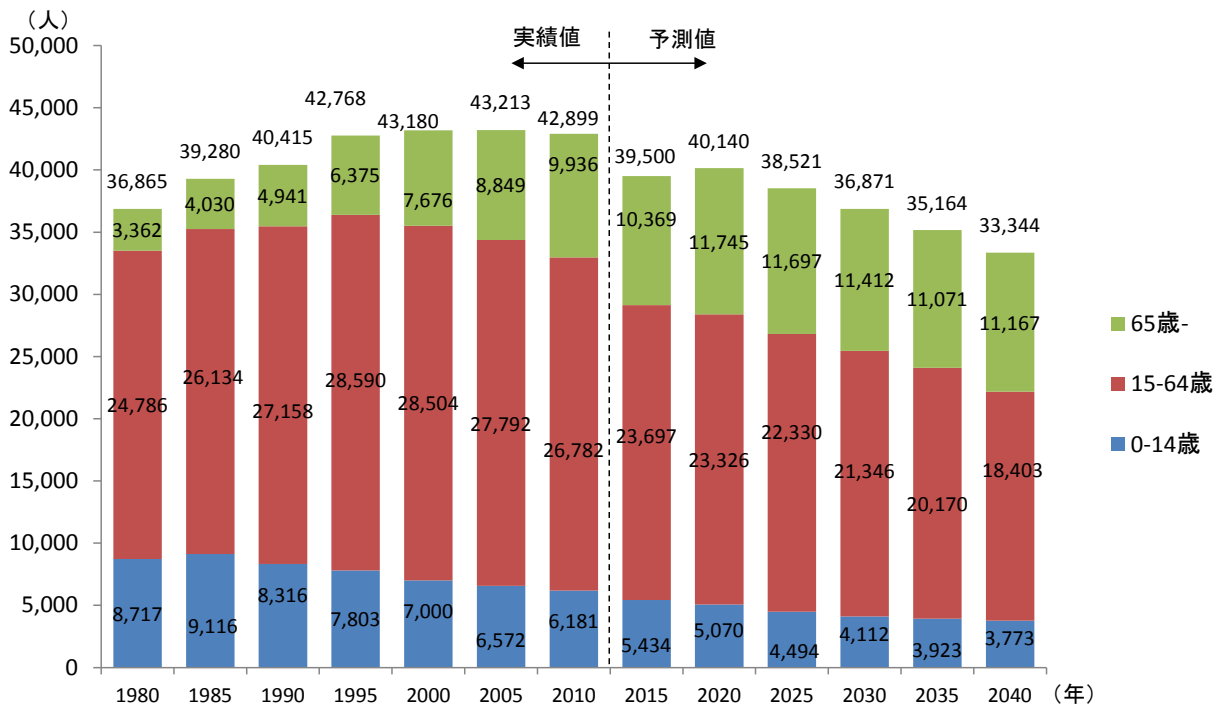
4-1 地域の現状

本市では、東日本大震災からの復興実現に向け、住宅再建を最優先とし、市民の安定した住環境を取り戻すことを目標に、防災集団移転団地の整備等に取り組んできたが、併せて、子育て世代が安心して子どもを育て、子どもが成長していける環境づくりを目指している。

しかし、本市の人口は、震災の影響により、震災前（平成 22 年）の 42,899 人から約 3,400 人減少し（平成 27 年）、本市の年少人口（0 歳～14 歳）についても、震災前（同）の 6,181 人から約 750 人減少した（同）。また、本市の人口減少段階を推計すると、平成 32 年（2020 年）までは老年人口（65 歳以上）が増加し、それ以外（年少・生産年齢（15 歳～64 歳））の人口が減少、平成 33 年（2021 年）から平成 52 年（2040 年）までは、老年人口が横ばい、それ以外の人口は引き続き減少、平成 53 年（2041 年）以降は、老年人口もそれ以外の人口もすべて減少していく結果となった。

こうした背景を踏まえ、「東松島市人口ビジョン・総合戦略」においては、本市の子育て・教育に関する特色ある取組（子ども向け医療費の無料化、地域資源を活かした体験型学習の展開等）に加え、子育て支援施設のソフト・ハード両面からの環境整備を進め、これらの取組を「子育てがしやすいまち」として情報発信することにより、子育て世代の移住・定住を促進させ、人口減少幅を緩和することとしている。

(図表1) 東松島市の人口推移・見通し

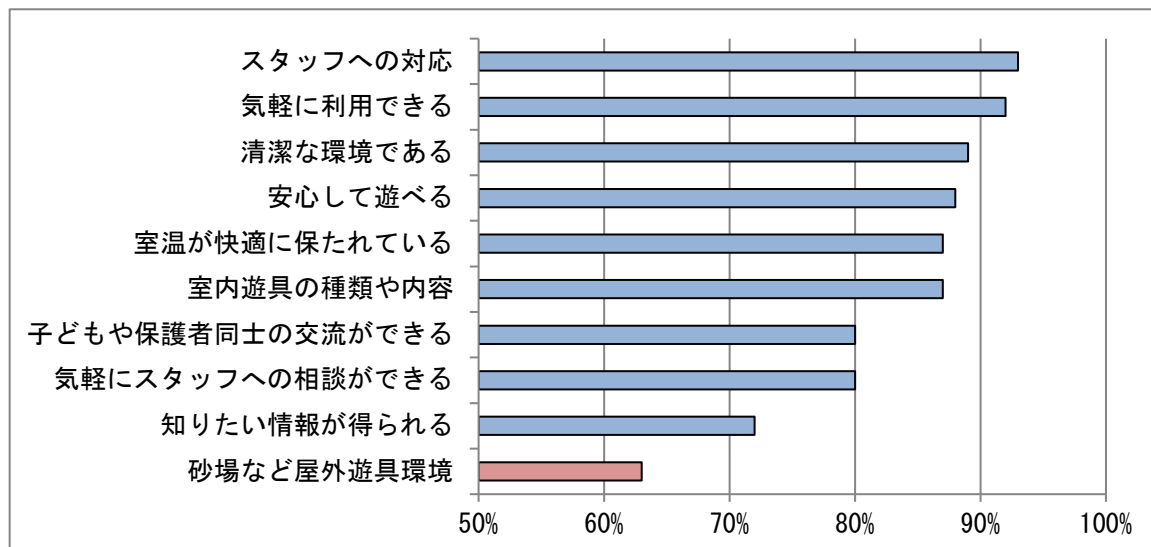


(注) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成。

4-2 地域の課題

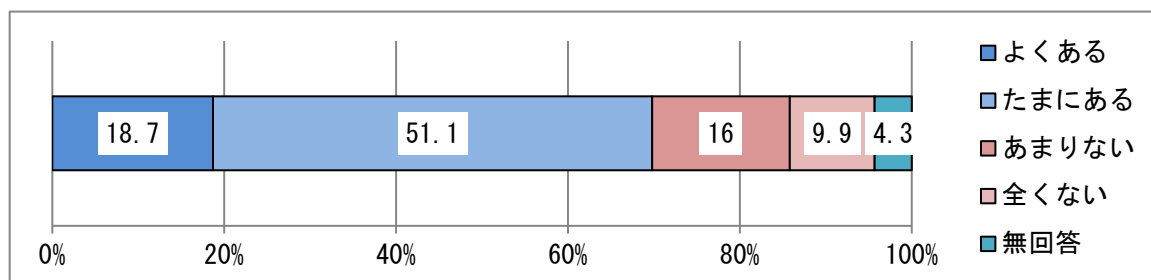
本市の子育て支援施設（ほっとふる、あいあい）について、施設利用者のアンケート調査によると、「砂場など屋外遊具環境」に対する満足度が最も低くなっている。また、震災の影響により、子どもたちが遊ぶ拠点であった公園（大曲海浜公園、奥松島運動公園）が失われるなど、安心・安全な遊び場の確保も喫緊の課題となっている。また、子育て世代同士の交流について、約3割の人が「無い」と回答しており、交流が無い理由として「交流するきっかけが無い」ことを挙げる人が約5割と高くなっているほか、交流のきっかけとして子育て支援施設を挙げた人は約1割にとどまっているため、施設の充実度・認知度を高め、子育て世代同士の交流のきっかけづくりの場として整備し、移住・定住先としての魅力向上を図る必要がある。

(図表 2) 子育て支援施設に対する満足度

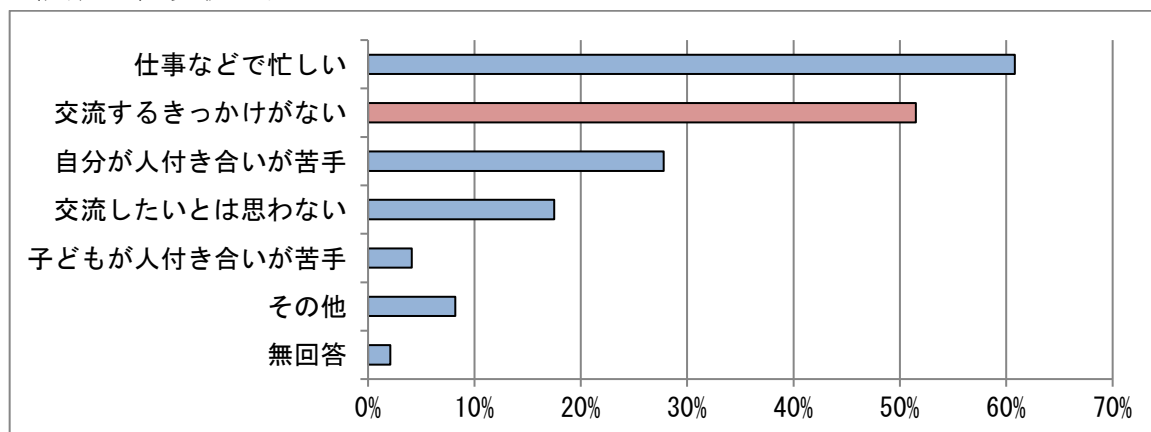


(注) 子育て支援施設のアンケート調査において、「とても満足」「やや満足」と回答した割合。

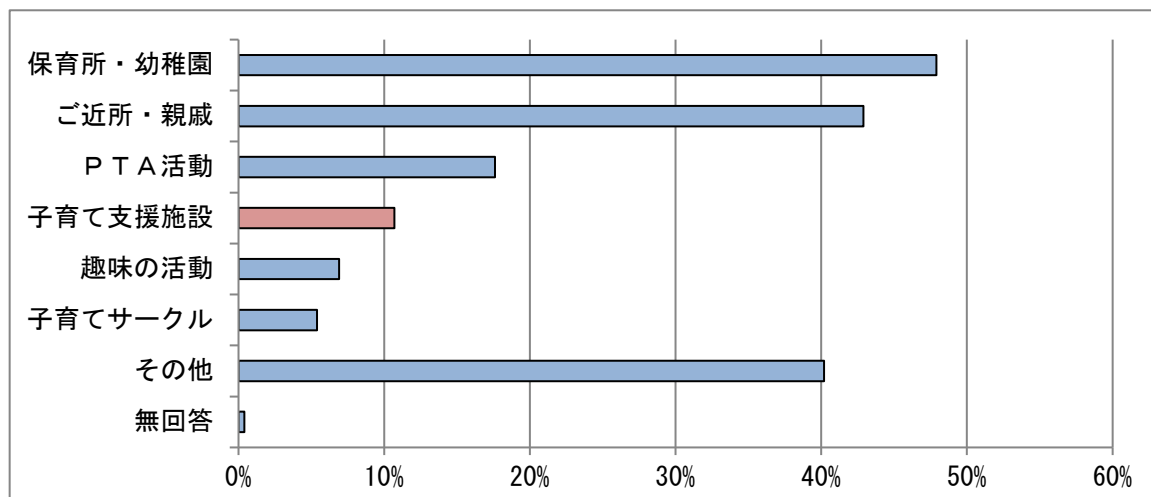
(図表 3) 子育て世代同士の交流の有無



(図表 4) 交流が無い理由



(図表5) 交流するきっかけになったこと



4-3 地域再生計画の目標

本市の子育て支援施設については、本市に転入した子育て世代の交流拠点として育児講座等のサービスを提供する観点から、本市の防災集団移転地区に子育て支援多機能施設を新たに整備することとしているが、当該施設の整備には相当程度の期間を要することが見込まれており、供用開始までの間は、既存の子育て支援施設を活用せざるを得ない状況にある。しかし、既存の子育て支援施設においては、備品の不足や設備の老朽化等の問題が生じているため、備品の補充や親子・子育て世代同士がコミュニケーションを取れる空間の整備等の環境整備を実施し、本市に転入した子育て世代が安心して利用できる空間として再生する。また、子育てに関する知識等を習得できる講座等を実施するとともに、こうした取組について、各種子育て支援策と併せた情報発信を行い、「東松島市で子育てがしたい」という世帯の転入を促進させる。

【数値目標】

K P I	子育て世帯の転入数の増加数	年月
申請時	0 世帯	平成 28 年 3 月
初年度	5 世帯	平成 29 年 3 月
2 年目	5 世帯	平成 30 年 3 月
3 年目	10 世帯	平成 31 年 3 月
4 年目	10 世帯	平成 32 年 3 月

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2-(3)に記載

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

(1) 事業名：子ども・子育て応援プロジェクト

(2) 事業区分：移住・定住促進

(3) 事業の目的・内容

(目的)

「東松島市人口ビジョン・総合戦略」においては、子ども・子育て支援体制の充実を図り、こうした取組を対外的にPRすることで、若い世代の出産・子育て等の希望を叶えるとともに、若い世代の移住・定住を促進することとしている。一方、市民アンケート調査においては、子どもが安心して遊ぶことができ、子育て世代同士が交流できる場の確保に対する意見が多い中、上記戦略を実現するためには、当該アンケートの意見を踏まえた子育て環境の改善を図る必要がある。

本市の子育て支援の拠点となる子育て支援施設については、本市に転入した子育て世代の交流拠点として育児講座等のサービスを提供する等の観点から、本市の防災集団移転地区の一つである東矢本駅北地区に、子育て支援多機能施設を新たに整備することとしている。当該施設においては、本市の子育て支援の拠点として、子育て世代が安心して相談・交流できる場や、育児講座、一時・病後児保育、乳幼児健診等の各種サービスを提供することとしているが、当該施設の整備には相当程度の期間を要することが見込まれているため、供用開始までの間は、既存の子育て支援施設を活用せざるを得ない状況にある。しかし、既存の子育て支援施設においては、遊具をはじめとする備品の不足や設備の老朽化といった問題が生じているため、遊具の補充等の環境整備を実施し、子育て世代が安心して利用できる空間として再生する。また、子育てに関する知識等を習得できる講座等を実施するとともに、こうした取組について、各種子育て支援策と併せ情報発信することにより、「子育てしやすいまち」としてのブランド化を通じた、「東松島市で子育てがしたい」という世帯の転入を促進させる。

(事業の内容)

本市の子育て支援施設について、親子がコミュニケーションを取れる空間の整備、備品（屋内外遊具、五感を豊かにする教材、絵本等）の補充により、子どもが楽しく安全に遊べる場とするとともに、子育て世代同士や異なる年齢の子ども同士の交流を

促すことにより、子どもの成長を実感できる子育て世代の利用しやすい空間として再生する。例えば、上記の「親子がコミュニケーションを取れる空間」として、屋外に親子が集える場所（東屋）を設置し、親子で食事を楽しむ場所とするほか、子育て世代が気軽に安心して相談ができ、何度も訪れたくなる場所として整備する。

また、ソフト面での取組として、専門家や子育て経験者等を講師に招き、子育てに関する知識・技術等を習得できる講座を開催するほか、施設内外で行われるボランティア活動に対する支援や、子育てサークル活動等の子育て支援に係る研修等を通じて、子育て支援を担う人材の育成を推進する。

さらに、こうした取組について、民間保育園の新設や子ども医療費の助成、ファミリーサポートセンター事業等の各種子育て支援策と併せ「子育てしやすいまち」として、庁舎・医療機関等への掲示や広報誌、ホームページ等を活用した情報発信を行い、市外からの子育て世帯の移住・定住の促進を図る。

→各年度の事業の内容

初年度)

子育て支援施設において、屋内外遊具や絵本をはじめとする備品の補充を実施する。また、こうした取組について、庁舎への掲示やホームページを活用した情報発信を実施する。

2年目)

初年度に引き続き、子育て支援施設において、備品の補充を実施するとともに、ほっとふるにおいて、親子がコミュニケーションを取れる空間として東屋の整備を実施する。また、これらの取組について、庁舎・医療機関等への掲示や広報誌、ホームページ等を活用した情報発信を実施する。

3年目)

2年目に引き続き、庁内等への掲示やホームページ等を活用した情報発信を実施する。また、専門家や子育て経験者等を講師に招き、子育てに関する知識・技術等を習得できる講座を開催するほか、施設内外で行われるボランティア活動に対する支援や子育て支援に係る研修等を通じて、子育て支援を担う人材育成を推進する。

4年目)

3年目に引き続き、子育てに関する知識等を習得できる講座の開催等に加え、ホームページ等を活用した情報発信等を実施する。また、新たな子育て支援多機能施設の供用開始に向け、これまで実施した事業の効果を検証し、同施設への円滑な業務の引き継ぎを図る。なお、既存の子育て支援施設のうち、ほっとふるについては、その利活用方策について検討するとともに、あいあいについては、鳴瀬地区（旧鳴瀬町）の子育て支援施設としての活用を図る予定としている。

(4) 地方版総合戦略における位置づけ

「東松島市人口ビジョン・総合戦略」においては、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる観点から、「安心して出産・子育てできる地域づくりを推進することで、市民の出産・子育ての希望をかなえるとともに、子育て世帯の本市への転入の促進を進める」ことを基本方針としている。また、同戦略の基本目標として、本市への転入者数を400人増やすこととしており、本事業は、当該目標の達成に直接寄与するものである。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

KPI	子育て世帯の転入数の増加数	年月
申請時	0世帯	平成28年3月
初年度	5世帯	平成29年3月
2年目	5世帯	平成30年3月
3年目	10世帯	平成31年3月
4年目	10世帯	平成32年3月

(6) 事業費

(単位：千円)

子育て支援施設 の環境整備事業	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
	事業費計	500	5,000	500	500	6,500
区分	備品購入費	500	1,500	—	—	2,000
	工事請負費	—	3,000	—	—	3,000
	委託料	—	500	300	300	1,100
	報償費	—	—	200	200	400

(7) 申請時点での寄附の見込み

年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計
法人名	製造業	製造業	製造業	製造業	
見込み額（千円）	500	100	100	100	800

(8) 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

(評価の手法)

事業のKPIを実績値で公表する。また、「東松島市復興まちづくり計画市民委員会」（「東松島市人口ビジョン・総合戦略」を策定）において、評価・検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとしている。

(評価の時期・内容)

翌年度当初（5月）に外部有識者（東松島市復興まちづくり計画市民委員）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する予定。

（公表の方法）

目標の達成状況については、検証後速やかに東松島市公式WEBサイト上で公表する。

（9）事業期間 平成28年12月～平成32年3月

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

（1）民間保育園新設補助事業

事業概要：

民間保育園（小規模保育事業2施設）が新規参入する際の補助を行うことで、本市内の乳幼児の受入拡大を図る。

実施主体：東松島市、民間事業者

実施期間：平成28年度

（2）子ども医療費助成事業

事業概要：

扶養者の所得にかかわらず、18歳到達年度末までの子ども全員の保険医療費の一部負担金の全額を助成する。

実施主体：東松島市

実施期間：平成28年度～

（3）ファミリーサポートセンター事業

事業概要：

働く親が仕事と家庭を両立させ、安心して子育てができる環境を作るため、利用会員、協力会員による相互援助組織を設置し、会員同士が子どもの預かりを行う。

実施主体：東松島市

実施期間：平成28年度～

（4）放課後児童保育事業

事業概要：

保護者が、就労等により昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供する児童学級を専用施設及び集会所において開き、児童の健全な育

成を図る。

実施主体：東松島市

実施期間：平成 28 年度～

(5) 東松島市定住促進事業

実施概要：

市外居住者が本市内に住宅を取得・移住しようとする場合、当該住宅取得費の一部(25万円～100万円)を補助する。

実施主体：東松島市

実施期間：平成 28 年度～

(6) 「教育が充実しているまち」としてのブランド確立事業

事業概要：

「森の学校(木造の公立小学校(宮野森小学校)と周辺の里山を利用した自然学習)」を舞台に、既存のツリーハウス等を活用した環境教育プログラムに取り組むとともに、地域高齢者の知恵を借りながら、小学生・中学生を対象に、地域の次世代を担う人材育成に取り組む。また、こうした取組について、SNS等を活用した市内外への情報発信を行い、「教育が充実しているまち」として、市外からの子育て世帯の定住・移住の促進を図る。

実施主体：東松島市、市内小中学校、地域住民

実施期間：平成 28 年度～平成 30 年度

(7) ブックスタート事業

事業概要：

乳幼児の健やかな成長を願い、絵本を通して親子の心ふれあう時間を設けるきっかけづくりとして、出生届等を際にブックスタート事業の内容を記載したパンフレット及び絵本の引換券を配布し、図書館にて絵本を配布する。

実施主体：東松島市

実施期間：平成 28 年度～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

事業のKPIについて、実績値を公表する。また、「東松島市復興まちづくり計画市民委員会」(「東松島市人口ビジョン・総合戦略」を策定)により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

翌年度当初（5月）に外部有識者（東松島市復興まちづくり計画市民委員会）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する予定。

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。